



鳥取県公報

令和4年12月26日（月）
号外第82号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（32）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 （33）（市町村課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例 （34）（水産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 （35）（空港港湾課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（36）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 58

公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

人事委員会の職員の給与に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、一般職の職員に準じ、特別職の職員の給与の額の改定等を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表を国の俸給表に準じたものとし、若年層の職員の給与水準を引き上げる。

イ 子に係る扶養手当の月額を10,000円（現行 9,200円）に引き上げる。

ウ 令和4年12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げる。

(ア) 再任用職員以外の職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当の支給割合 0.925月分（現行 0.775月分）

(イ) 再任用職員以外の職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当の支給割合 1.125月分（現行 0.975月分）

(ウ) 再任用職員（特定幹部職員を除く。）の勤勉手当の支給割合 0.445月分（現行 0.395月分）

(エ) 再任用職員（特定幹部職員に限る。）の勤勉手当の支給割合 0.545月分（現行 0.495月分）

(オ) 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の期末手当の支給割合 1.07月分（現行 0.99月分）

エ 令和5年6月以降に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。

(ア) 特定幹部職員以外の職員の勤勉手当の支給割合 0.85月分（ウによる改正後 6月に支給されるものにあつては0.775月分、12月に支給されるものにあつては0.925月分）

(イ) 特定幹部職員の勤勉手当の支給割合 1.05月分（ウによる改正後 6月に支給されるものにあつては0.975月分、12月に支給されるものにあつては1.125月分）

(ウ) 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の期末手当の支給割合 1.03月分（ウ(オ)による改正後 6月に支給されるものにあつては0.99月分、12月に支給されるものにあつては1.07月分）

オ 50歳を超える職員の標準昇給号給数を次のとおり改める。

(ア) 50歳を超える職員の標準昇給号給数 4号給（現行 2号給）

(イ) 55歳を超える職員の標準昇給号給数 0号給（現行 1号給）

(2) 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

ア 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を改める。

イ 定年前再任用短時間勤務職員等の期末手当及び勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合と同じ割合とする。

(3) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 任期付研究員及び任期付職員のうち若年層の職員の給与水準を引き上げる。

イ 任期付研究員及び任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げる。

(ア) 令和4年12月に支給される期末手当の支給割合 1.625月分（現行 1.475月分）

(イ) 令和5年6月以降に支給される期末手当の支給割合 1.55月分（(ア)による改正後 1.625月分）

(4) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

ア 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の額を引き上げる。

イ 選挙管理委員会の委員長、議会の議員のうちから選任された監査委員及び収用委員会の会長の報酬の額を引き上げる。

ウ 知事等の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げる。

(ア) 令和4年12月に支給される期末手当の支給割合 1.515月分（現行 1.365月分）

(イ) 令和5年6月以降に支給される期末手当の支給割合 1.42月分（(ア)による改正後 6月に支給

されるものにあつては1.325月分、12月に支給されるものにあつては1.515月分)

(5) その他所要の改正を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、令和5年4月1日とする(1)エ及びオ、(2)、(3)イ(イ)並びに(4)イ及びウ(イ)に関する事項を除き、公布日とする。ただし、(1)ア、イ及びウ、(3)ア及びイ(ア)並びに(4)ア及びウ(ア)に関する事項は、令和4年4月1日から適用する。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

旅券法等の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の記載事項に変更が生じた場合等における一般旅券の発給申請時の現有旅券の確認の事務及び一般旅券の交付時の現有旅券の返納の受理の事務を、倉吉市、境港市及び日野郡の町に移譲する。

(2) 旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び知事への送付事務を廃止する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、令和5年3月27日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

市場施設のうち魚体選別機を廃止する。

2 条例の概要

(1) 市場施設の内容及びその使用料について定める規定中、魚体選別機に係るものを削る。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

鳥取東京線の5便化が延長されることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間は、令和5年10月28日まで(現行 令和5年3月25日まで)とする。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

(1) 旅券法等の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

(2) 受益と負担の公平の確保を図るため、介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

(1) 旅券法に基づき一般旅券の発給に係る申請をした者が、当該旅券の発行の日から6月以内に当該旅券を受領せず当該旅券の効力を失い、かつ、当該効力を失った日から5年以内に一般旅券の発給に係る申請を行った場合は、1件につき4,000円(現行 2,000円)の手数料を徴収する。

- (2) 一般旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止する。
- (3) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するものに係る手数料の額を1件につき1,400円(現行 1,800円)に引き下げる。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、令和5年4月1日とする(3)に関する事項を除き、同年3月27日とする。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1人につき<u>10,000円</u></p> <p>4 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額、<u>6月に支給する場合においては100分の77.5(特定幹部職員にあっては、100分の97.5)、12月に支給する場合においては100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額、<u>6月に支給する場合においては100分の39.5(特定幹部職員にあっては、</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1人につき<u>9,200円</u></p> <p>4 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額、<u>100分の77.5(特定幹部職員にあっては、100分の97.5)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の39.5(特定幹部職員にあっては、100分の49.5)</u>を乗じて得た額</p>

<p>100分の49.5)、12月に支給する場合においては100分の44.5(特定幹部職員にあつては、100分の54.5)を乗じて得た額の総額</p>	<p>の総額</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>(給与からの控除) 第16条の13 職員及び会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。 (1) 県が設置する公舎並びに県から貸与された職員及び会計年度任用職員のための住宅及び駐車場の貸付料 (2) 職員又は会計年度任用職員の勤務に伴う駐車、食事その他の公共施設の恒常的な利用に係る使用料及びその利用に必要な経費 (3)～(6) 略 (7) 地方公務員法第52条の規定に基づき職員又は会計年度任用職員によって組織された職員団体の組合費 (8) 略</p>	<p>(給与からの控除) 第16条の13 職員及び会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。 (1) 県が設置する公舎並びに県から貸与された職員のための住宅及び駐車場の貸付料 (2) 職員の勤務に伴う駐車、食事その他の公共施設の恒常的な利用に係る使用料及びその利用に必要な経費 (3)～(6) 略 (7) 地方公務員法第52条の規定に基づき職員によって組織された職員団体の組合費 (8) 略</p>
<p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p>	<p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p>
<p>第16条の17 略</p>	<p>第16条の17 略</p>
<p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の99を、12月に支給する場合においては100分の107を乗じて得た額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の99を乗じて得た額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p>
<p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p>	<p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p>

<p>第16条の19 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の99を、12月に支給する場合においては100分の107を乗じて得た額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第16条の19 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の99を乗じて得た額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。</p>
--	--

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	

17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700		
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400		
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200		
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700			
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000			
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300			
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600			
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900			
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200			
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500			
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800			

62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			

	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000	350,400						
	115		301,300	350,700						
	116		301,700	351,000						
	117		301,900	351,500						
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800	
2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	
3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	
4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	
5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	
6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	
7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	
8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	
9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	
10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	
11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	
12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	
13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	
14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	
15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	
16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	
17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	
18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	

19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	
39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	
40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	
41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	
42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	
43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	
45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100		
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400		
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700		
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000		
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300		
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600		

64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	
86	292,200	312,900	339,600	379,900		423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400		423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000		424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600		424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200		424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800		424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400		425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700		425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			

109	315,200	342,100	366,400	391,000						
110	315,700	343,100	366,900	391,500						
111	316,200	344,100	367,400	392,000						
112	316,800	345,000	367,900	392,500						
113	317,600	345,900	368,300	392,800						
114	318,300	346,800	368,700	393,300						
115	319,000	347,800	369,300	393,800						
116	319,700	348,800	369,800	394,300						
117	320,300	349,800	370,200	394,600						
118	321,100	350,300	370,700	395,100						
119	321,800	350,900	371,300	395,600						
120	322,600	351,500	371,800	396,100						
121	323,200	351,800	372,000	396,500						
122	323,500	352,200	372,500	397,000						
123	324,000	352,700	373,000	397,400						
124	324,500	353,100	373,400	397,900						
125	324,800	353,500	373,900	398,300						
126		353,900	374,400							
127		354,400	374,900							
128		354,800	375,400							
129		355,200	375,700							
130		355,600	376,200							
131		356,000	376,700							
132		356,400	377,200							
133		356,600	377,500							
134		357,100	378,000							
135		357,500	378,400							
136		357,800	378,800							
137		358,100	379,100							
138		358,500	379,600							
139		359,000	380,100							
140		359,500	380,600							
141		359,800	380,900							
142		360,300	381,400							
143		360,800	381,900							
144		361,300	382,400							
145		361,600	382,700							
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員 の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円

職員以外の職員	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	474,000
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	474,700
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	475,400
	41	236,800	290,600	352,400	404,800	476,000
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	476,700
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	477,400
	44	241,700	296,900	358,500	409,000	478,100
	45	242,900	298,900	360,300	410,600	478,700

46	244,200	301,300	362,300	411,900	479,400
47	245,500	303,500	364,200	413,400	480,100
48	246,600	306,100	366,200	415,000	480,800
49	247,900	308,300	367,800	416,700	481,400
50	249,300	310,700	369,600	418,100	
51	250,500	313,000	371,500	419,700	
52	251,900	315,200	373,500	421,200	
53	253,000	317,300	375,300	422,900	
54	254,200	319,100	377,100	424,400	
55	255,500	320,700	378,900	426,000	
56	256,500	322,300	380,600	427,600	
57	257,800	324,200	382,100	429,100	
58	258,500	326,300	383,700	430,600	
59	259,600	328,400	385,400	431,800	
60	260,600	330,400	387,100	433,000	
61	261,700	332,500	388,300	434,200	
62	262,600	334,600	389,700	435,500	
63	263,700	336,800	391,100	436,800	
64	264,500	339,000	392,400	438,000	
65	265,800	340,700	393,800	439,200	
66	267,200	342,900	395,000	440,400	
67	268,600	344,900	396,400	441,600	
68	270,200	347,100	397,800	442,800	
69	271,500	348,900	399,100	444,000	
70	272,800	350,800	400,400	445,200	
71	274,100	352,800	401,800	446,400	
72	275,400	354,800	403,100	447,600	
73	276,400	356,400	404,400	448,700	
74	277,600	358,300	405,800	449,300	
75	278,900	360,100	407,200	449,800	
76	279,900	362,000	408,500	450,300	
77	280,800	363,800	409,700	450,800	
78	281,800	365,500	410,900	451,400	
79	282,800	367,200	412,200	451,900	
80	283,800	368,800	413,600	452,400	
81	284,900	370,300	414,900	452,900	
82	286,100	371,800	416,100	453,500	
83	287,300	373,300	417,100	454,000	
84	288,500	374,700	418,300	454,500	
85	289,500	375,800	419,500	455,000	
86	290,600	377,200	420,700	455,600	
87	291,600	378,600	421,900	456,100	
88	292,800	379,900	422,900	456,600	
89	293,900	381,200	424,000	457,100	
90	295,000	382,500	425,000		

91	296,200	383,700	426,000
92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	

	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700				
	139	325,000				
	140	325,300				
	141	325,500				
	142	325,700				
	143	326,000				
	144	326,200				
	145	326,500				
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用 職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700

16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	345,900	370,000	449,700
39	232,500	261,900	347,900	371,300	450,200
40	234,200	264,100	349,800	372,900	450,700
41	235,800	266,600	351,300	374,000	451,200
42	237,500	268,900	353,100	375,400	451,700
43	239,100	271,100	354,700	376,800	452,200
44	240,700	273,200	356,400	378,300	452,700
45	242,300	275,300	358,200	379,700	453,200
46	243,800	277,500	359,900	381,300	453,700
47	245,100	279,600	361,200	382,900	454,200
48	246,400	281,500	362,800	384,400	454,700
49	247,500	283,800	364,000	385,800	455,200
50	248,800	285,500	365,500	387,300	
51	250,200	287,400	367,100	388,800	
52	251,300	289,200	368,700	390,200	
53	252,400	290,600	370,100	391,400	
54	253,800	292,700	371,600	392,700	
55	254,800	294,700	373,100	393,800	
56	255,800	296,900	374,600	394,900	
57	257,000	298,900	376,100	396,300	
58	258,000	301,300	377,500	397,500	
59	259,100	303,500	378,900	398,700	
60	260,100	306,100	380,200	400,000	

61	261,300	308,300	381,100	401,200
62	262,000	310,700	382,300	402,200
63	262,900	313,000	383,500	403,600
64	263,500	315,200	384,600	404,900
65	264,500	317,300	385,500	406,100
66	265,900	319,100	386,700	407,200
67	267,000	320,700	387,700	408,400
68	268,300	322,300	388,800	409,500
69	269,800	324,200	390,000	410,500
70	271,300	326,300	391,000	411,700
71	272,600	328,400	392,100	412,900
72	274,000	330,400	393,300	414,100
73	274,800	332,500	394,300	414,700
74	275,800	334,600	395,400	415,500
75	277,000	336,800	396,500	416,200
76	278,000	339,000	397,600	416,700
77	279,200	340,700	398,500	417,000
78	280,200	342,600	399,400	417,400
79	281,400	344,300	400,400	417,800
80	282,300	346,100	401,400	418,200
81	283,500	347,900	402,200	418,500
82	284,300	349,700	403,000	418,900
83	285,300	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	422,600
95	295,100	368,200	411,000	422,900
96	295,900	369,400	411,300	423,100
97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300

106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700			
111	303,200	383,700			
112	303,500	384,700			
113	303,700	385,300			
114	303,900	386,200			
115	304,100	387,100			
116	304,400	388,000			
117	304,700	388,800			
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
再任用	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

職員					
----	--	--	--	--	--

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300	

35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
46	229,700	291,000	365,800	410,600	500,100
47	231,500	292,100	368,000	412,200	501,700
48	233,300	293,200	370,600	413,800	503,200
49	234,900	294,400	372,600	415,100	504,900
50	236,700	296,600	373,600	416,500	506,300
51	238,400	298,600	374,500	418,000	507,700
52	240,000	300,800	375,500	419,400	509,200
53	241,300	302,200	376,300	420,800	510,300
54	243,000	304,000	377,800	422,200	511,500
55	244,600	305,800	379,100	423,600	512,700
56	246,100	308,000	380,700	425,000	513,900
57	247,300	309,900	381,600	426,100	514,800
58	248,500	311,900	382,200	427,400	515,800
59	249,400	313,900	383,000	428,800	516,800
60	250,300	316,000	383,800	430,100	517,800
61	251,300	317,600	384,600	430,900	518,900
62	252,200	319,700	385,200	431,800	519,800
63	253,100	321,900	385,900	432,800	520,500
64	254,000	323,800	386,600	433,700	521,200
65	254,900	325,800	387,300	434,600	522,000
66	255,800	328,100	388,000	435,400	
67	256,600	329,600	388,600	436,000	
68	257,200	330,100	389,200	436,800	
69	258,000	330,400	389,900	437,200	
70	259,300	330,900	390,600	437,800	
71	260,600	331,400	391,200	438,300	
72	261,800	331,900	391,800	438,800	
73	263,100	332,200	392,400	439,300	
74	264,500	332,600	393,000	439,900	
75	265,700	333,100	393,600	440,400	
76	266,700	333,600	394,200	440,900	
77	267,700	334,100	394,800	441,400	
78	268,800	334,600	395,300	442,000	
79	270,000	335,100	395,800	442,500	

80	270,900	335,600	396,300	443,000
81	272,100	336,100	397,000	443,500
82	273,300	336,600	397,400	
83	274,500	337,100	397,900	
84	275,500	337,600	398,500	
85	276,600	338,100	399,200	
86	277,600	338,500	399,500	
87	278,700	339,000	400,000	
88	279,700	339,400	400,600	
89	280,500	339,900	401,300	
90	281,700	340,300	401,600	
91	282,700	340,800	402,100	
92	283,900	341,200	402,700	
93	284,800	341,700	403,400	
94	285,800	342,100	403,700	
95	286,800	342,600	403,900	
96	287,800	343,000	404,200	
97	288,100	343,500	404,600	
98	289,000	343,900	404,900	
99	289,700	344,300	405,000	
100	290,600	344,700	405,200	
101	291,500	345,100	405,500	
102	292,200	345,300		
103	292,900	345,500		
104	293,600	345,700		
105	294,300	345,900		
106	294,800	346,100		
107	295,300	346,300		
108	295,800	346,500		
109	296,000	346,700		
110	296,400	346,900		
111	296,700	347,100		
112	297,000	347,300		
113	297,300	347,500		
114	297,600	347,700		
115	297,900	347,900		
116	298,200	348,100		
117	298,500	348,300		
118	298,900	348,500		
119	299,200	348,700		
120	299,600	348,900		
121	299,900	349,100		
122	300,100			
123	300,300			
124	300,500			

125	300,600					
126	300,800					
127	301,000					
128	301,200					
129	301,300					
130	301,500					
131	301,700					
132	301,900					
133	302,000					
134	302,200					
135	302,400					
136	302,600					
137	302,700					
138	302,900					
139	303,100					
140	303,300					
141	303,400					
142	303,600					
143	303,800					
144	304,000					
145	304,100					
146	304,300					
147	304,500					
148	304,700					
149	304,800					
150	305,000					
151	305,200					
152	305,400					
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
1		253,600	338,400	400,400	471,700
2		256,100	341,400	403,300	474,000
3		258,600	344,200	405,900	476,200
4		261,100	347,100	408,600	478,500
5		263,300	349,800	411,000	480,700
6		267,100	352,800	413,300	482,900
7		270,900	355,900	415,400	485,100
8		274,700	358,700	417,300	487,300

9	278,300	361,100	419,500	489,300
10	282,300	363,700	422,200	491,400
11	286,300	366,400	424,800	493,500
12	290,300	369,200	427,500	495,600
13	294,000	372,100	429,900	497,700
14	298,000	375,600	432,400	499,800
15	301,900	378,600	434,800	501,900
16	305,700	382,200	437,300	504,000
17	309,300	385,600	439,300	506,100
18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000

54	386,300	458,800	510,200	
55	387,000	460,000	511,500	
56	387,900	461,200	512,800	
57	388,600	462,400	513,800	
58	389,500	463,400	514,600	
59	390,300	464,400	515,400	
60	391,100	465,400	516,200	
61	391,600	466,200	517,100	
62	392,100	466,900	517,900	
63	392,500	467,600	518,800	
64	393,000	468,300	519,600	
65	393,300	469,000	520,500	
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000		
83		479,500		
84		480,000		
85		480,400		
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500

6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	

51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		

96			292,000	328,800	349,600			
97			292,400	329,000	349,900			
98			292,700	329,300	350,300			
99			292,900	329,600	350,700			
100			293,200	329,900	351,100			
101			293,500	330,100	351,600			
102			293,700	330,400	352,000			
103			293,900	330,800	352,400			
104			294,200	331,000	352,800			
105			294,500	331,200	353,300			
106				331,400	353,700			
107				331,800	354,100			
108				332,000	354,500			
109				332,200	355,000			
110				332,600				
111				333,000				
112				333,400				
113				333,600				
114				334,000				
115				334,400				
116				334,800				
117				335,000				
118				335,400				
119				335,800				
120				336,200				
121				336,400				
122				336,800				
123				337,200				
124				337,600				
125				337,800				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900

8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800

53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			

98	285,200	317,300	350,500	368,200
99	285,800	317,900	351,000	368,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200
101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300	363,100	
127	297,800	328,700	363,600	
128	298,200	328,900	364,100	
129	298,400	329,100	364,400	
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		

	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900	338,000					
	155	306,100	338,400					
	156	306,400	338,800					
	157	306,700	339,100					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	158,500	233,100	276,200	324,300	358,900
	2	159,800	234,500	278,000	326,300	361,100
	3	161,100	235,900	279,800	328,300	363,200
	4	162,400	237,000	281,600	330,300	365,600
	5	163,500	238,000	282,900	332,500	367,500
	6	165,000	239,600	284,800	334,000	370,500
	7	166,700	241,300	286,600	335,600	373,500
	8	168,300	242,800	288,400	337,000	376,300
	9	169,600	244,300	289,500	338,200	378,900
	10	171,100	245,800	291,900	340,100	381,600
	11	172,700	247,600	294,100	342,100	384,100
	12	174,300	249,200	296,200	344,300	386,300
	13	175,700	250,800	298,400	346,100	389,000
	14	177,400	252,600	300,900	348,300	391,700
	15	179,100	254,400	303,100	350,400	394,500
	16	180,800	256,100	305,400	352,700	397,200
	17	182,400	257,500	307,600	355,000	400,000
	18	184,400	259,400	309,800	357,400	402,000
	19	186,300	261,300	311,900	359,600	404,000
	20	188,200	262,900	313,800	361,900	406,000
	21	189,900	264,400	315,800	364,100	407,500
22	191,500	265,800	316,700	366,100	409,400	

23	193,300	267,300	317,700	367,700	411,200
24	195,100	269,000	318,700	369,200	413,200
25	199,100	270,500	319,700	371,300	414,700
26	201,300	272,300	320,900	373,700	416,200
27	203,500	274,000	322,000	376,100	417,900
28	205,700	275,600	323,400	378,400	419,600
29	207,800	276,600	324,600	380,400	420,600
30	209,600	278,400	326,000	382,500	422,200
31	211,500	279,800	327,500	384,700	423,700
32	213,400	281,300	329,100	386,800	425,300
33	215,100	282,600	330,600	388,500	426,800
34	216,600	283,900	331,900	390,100	428,100
35	218,100	285,400	333,000	391,700	429,400
36	219,600	286,700	334,500	393,500	430,600
37	221,000	287,900	335,900	395,000	431,800
38	222,300	289,200	337,200	396,400	432,800
39	223,600	290,200	338,600	397,900	433,800
40	224,800	291,300	339,800	399,400	434,800
41	225,600	292,900	340,700	399,900	435,200
42	226,900	293,900	341,800	401,200	435,800
43	228,300	295,200	343,000	402,400	436,500
44	229,600	296,300	344,300	403,800	437,200
45	230,500	297,500	345,700	405,200	437,800
46	231,800	298,400	347,100	406,600	438,100
47	233,200	299,500	348,500	408,000	438,700
48	234,500	300,400	349,900	409,300	439,200
49	235,800	301,400	350,700	410,600	439,500
50	237,100	302,500	352,100	411,500	440,200
51	238,500	303,200	353,400	412,400	440,900
52	239,900	304,400	354,800	413,300	441,600
53	240,900	305,600	356,100	413,500	442,200
54	242,400	306,400	357,500	413,900	442,900
55	243,800	307,300	358,800	414,400	443,600
56	245,100	308,100	360,200	414,900	444,200
57	246,100	309,000	360,800	415,300	444,600
58	247,000	309,800	362,000	415,500	445,300
59	247,700	310,700	363,100	416,100	446,000
60	248,700	311,500	364,400	416,500	446,700
61	249,400	312,100	365,500	416,800	447,100
62	250,700	312,700	366,100	417,400	447,400
63	251,800	313,500	366,600	418,000	447,700
64	253,000	314,300	367,200	418,600	448,000
65	253,700	315,000	367,600	419,200	448,200
66	255,000	315,900	368,100	419,800	448,500
67	256,200	316,700	368,600	420,300	448,800

68	257,500	317,600	369,100	420,900	449,100
69	258,400	318,400	369,300	421,500	449,300
70	259,600	319,100	369,600	422,000	449,600
71	260,900	319,600	370,000	422,600	449,900
72	262,000	320,300	370,300	423,200	450,100
73	262,800	320,500	370,800	423,700	450,300
74	264,100	321,000	371,000	424,300	
75	265,400	321,400	371,500	424,800	
76	266,700	321,700	371,900	425,400	
77	267,600	322,200	372,200	425,900	
78	268,800	322,500	372,700	426,500	
79	270,000	323,100	373,200	427,200	
80	270,900	323,700	373,700	427,800	
81	271,700	324,300	374,200	428,100	
82	272,800	324,700	374,600	428,700	
83	273,800	325,000	375,100	429,400	
84	274,700	325,300	375,600	430,000	
85	275,700	325,500	376,000	430,400	
86	276,700	325,800	376,500	430,900	
87	277,600	326,000	376,900	431,600	
88	278,600	326,300	377,400	432,300	
89	279,900	326,600	377,900	432,500	
90	280,800	326,900	378,400		
91	281,800	327,100	378,900		
92	282,600	327,400	379,400		
93	283,400	327,600	379,700		
94	284,100	327,800	380,100		
95	284,900	328,200	380,600		
96	285,600	328,600	381,000		
97	286,300	328,800	381,500		
98	286,900	329,100	381,800		
99	287,500	329,500	382,300		
100	287,900	329,900	382,700		
101	288,400	330,100	383,300		
102	288,800	330,300			
103	289,200	330,500			
104	289,500	330,700			
105	290,000	331,100			
106	290,600	331,300			
107	291,000	331,500			
108	291,500	331,800			
109	291,900	332,100			
110	292,200	332,400			
111	292,500	332,700			
112	292,800	333,000			

	113	293,000	333,200			
	114	293,200				
	115	293,600				
	116	293,900				
	117	294,100				
	118	294,500				
	119	294,900				
	120	295,300				
	121	295,500				
	122	295,700				
	123	295,900				
	124	296,200				
	125	296,600				
	126	296,900				
	127	297,100				
	128	297,300				
	129	297,600				
再任用職員		229,600	231,600	279,700	320,400	349,200

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>55歳を超える職員に係る第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、その者の勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8～11 略</p> <p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条の17 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその</p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>第5項の規定により50歳を超える職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、当該職員が同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した場合における昇給の号給数を2号給（55歳を超える職員にあつては、1号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8～11 略</p> <p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条の17 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその</p>

<p>職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額に」とあるのは「期末手当基礎額に<u>100分の103</u>を乗じて得た額に」と、<u>同条第3項</u>中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条の19 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に<u>100分の103</u>を乗じて得た額に」と、<u>同条第3項</u>中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。</p>	<p>職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額に」とあるのは「期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の99を、12月に支給する場合には100分の107</u>を乗じて得た額に」と、<u>同条第4項</u>中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条の19 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の99を、12月に支給する場合には100分の107</u>を乗じて得た額に」と、<u>同条第4項</u>中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。</p>
---	---

(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

第13条 暫定再任用職員（暫定再任用職員のうち新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（当該職員が退職をした日（60歳に達した日後における最初の4月1日までに地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員にあつては、当該他の職への降任等をされた日の前日）の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「7割水準額」という。）が当該額に達しない場合にあっては、7割水準額）とする。

第15条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（当該職員が退職をした日（60歳に達した日後における最初の4月1日までに地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員にあつては、当該他の職への降任等をされた日の前日）の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「7割水準額」という。）が当該額に達しない場合にあっては、7割水準額）に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第13条 暫定再任用職員（暫定再任用職員のうち新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第15条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中職員の給与に関する条例第4条、第16条の4、第16条の7及び別表第1から別表第6までの改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の欄に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額（当該職員が退職をした日（60歳に達した日後における最初の4月1日までに地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員にあっては、当該他の職への降任等をされた日の前日）の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。以下この項において「<u>7割水準額</u>」という。）が当該額に達しない場合にあつては、7割水準額）に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）第2条第3項又は<u>県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>（平成6年鳥取県条例第36号。以下「<u>県費負担教職員勤務時間条例</u>」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は<u>県費負担教職員勤務時間条例</u>第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において</p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>再任用職員</u>の欄に掲げる<u>給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。<u>次項及び第16条の7第2項に</u></p>

「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を

「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の65.5を乗じて得た額(特定幹部職員にあつては、100分の55.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。

6 第2項及び第3項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を

乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 略

4 第16条の4第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第16条の7第3項」と読み替えるものとする。

5 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給 料 月 額								
定 年 前	略									

乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それ
れ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の77.5（特定幹部職員にあつては、100分の97.5）、12月に支給する場合には100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員

当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の39.5（特定幹部職員にあつては、100分の49.5）、12月に支給する場合には100分の44.5（特定幹部職員にあつては、100分の54.5）を乗じて得た額の総額

3 略

4 第16条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条の7第3項」と読み替えるものとする。

5 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給 料 月 額								
再 任 用	略									

再任用短時間勤務職員以外の職員										
	定年前再任用短時間勤務職員	173200	21900	24610	26671	28866	30994	33027	36065	38100

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定	略									

職員以外の職員										
	再任用職員	187200	215520	225520	227440	228990	231110	233060	235010	237010

備考

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
再	略									

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員									
	定	2	2	2	2	2	3	3	3
	年	2	5	6	7	8	9	0	1
	前	7	3	7	8	9	7	7	1
	再	2	2	2	2	2	2	2	2
	任	4	1	9	8	0	6	7	0
	用	0	0	0	0	0	0	0	0
	短	0	0	0	0	0	0	0	0
	時								
	間 勤 務 職 員								

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員 の 区 分	職 務 の 級	1	2	特	3	4
		級	級	2 級	級	級
	号給	給 料 月	給 料 月	給 料 月	給 料 月	給 料 月

任 用 職 員 以 外 の 職 員									
	再	2	2	2	2	3	3	3	3
	任	4	5	5	8	0	1	4	7
	用	1	3	7	8	5	9	2	7
	職	2	2	2	2	2	2	2	2
	員	5	2	3	6	1	2	8	9
		0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0

備考

- この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員 の 区 分	職 務 の 級	1	2	特	3	4
		級	級	2 級	級	級
	号給	給 料 月	給 料 月	給 料 月	給 料 月	給 料 月

		額	額	額	額	額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員		2	2	3	3	3
		3	8	0	2	3
		0	9	4	0	7
		+	+	+	+	+
		0	9	4	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

備考

1・2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間		2	2	2	2	3
		1	8	9	9	1
		4	2	0	7	8
		+	+	+	+	+

		額	額	額	額	額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員		2	2	3	3	4
		3	7	0	3	1
		4	4	3	1	5
		+	+	+	+	+
		0	3	0	1	2
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

備考

1・2 略

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員		2	2	2	3	4
		2	7	9	2	0
		5	1	8	4	5
		+	+	+	+	+

間勤		8	4	2	7	6
務職		0	0	0	0	0
員		0	0	0	0	0

備考

1・2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
号給		給	給	給	給	給
		料	料	料	料	料
		月	月	月	月	月
		額	額	額	額	額
<u>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</u>		略				
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		2	2	2	3	3
		1	4	8	1	6
		3	4	3	0	5
		2	2	2	2	2
		8	4	9	5	4
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1	2	3	4
		級	級	級	級

		2	1	1	4	2
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

備考

1・2 略

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
号給		給	給	給	給	給
		料	料	料	料	料
		月	月	月	月	月
		額	額	額	額	額
<u>再任用職員以外の職員</u>		略				
<u>再任用職員</u>		2	2	2	3	3
		1	5	8	2	8
		7	8	3	5	4
		2	2	2	2	2
		5	7	5	9	4
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

備考

この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1	2	3	4
		級	級	級	級

	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略				
定年前		2	3	3	3
再任用		7	3	7	9
短時間		5	6	3	2
勤務職 員		2	2	2	2
		3	3	9	7
		0	0	0	0
		0	0	0	0

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の 級	1	2	3	4	5	6	7
		級	級	級	級	級	級	級
号給		給 料 月 額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略							

	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用 職員以 外の職 員	略				
再任用 職員		2	3	3	4
		9	3	9	6
		6	8	3	6
		2	2	2	2
		2	6	0	0
		0	0	0	0
		0	0	0	0

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の 級	1	2	3	4	5	6	7
		級	級	級	級	級	級	級
号給		給 料 月 額						
再任用 職員以 外の職 員	略							

定年		1	2	2	2	2	2	3
前再		7	0	3	4	7	8	0
任用		1	6	6	8	1	4	8
短時		+	+	+	+	+	+	+
間勤		3	2	5	5	2	2	8
務職		0	0	0	0	0	0	0
員		0	0	0	0	0	0	0

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略							
定年前再任用短時間勤務職員		2	2	2	2	2	3	3
		1	3	5	6	7	0	2
		4	7	5	3	4	1	0
		+	+	+	+	+	+	+
		7	4	1	1	8	5	3
		0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

再任用職員		1	2	2	2	2	3	3
		8	1	4	5	8	2	6
		8	5	3	6	2	2	5
		+	+	+	+	+	+	+
		7	3	5	9	1	8	0
		0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員	略							
再任用職員		2	2	2	2	2	3	3
		3	5	6	7	8	2	7
		5	5	2	2	9	6	0
		+	+	+	+	+	+	+
		1	4	6	8	1	2	6
		0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
号給		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員		208200	233300	266800	300300	333800

備考

- この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
号給		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員		229600	254700	288200	321700	355200

備考

この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)

第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	398,000 円
2	456,000 円
3	516,000 円
4	596,000 円
5	693,000 円
6	791,000 円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	332,000 円
2	367,000 円
3	394,000 円

3～7 略

（給与条例の適用除外等）

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	397,000 円
2	456,000 円
3	516,000 円
4	596,000 円
5	693,000 円
6	791,000 円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	331,000 円
2	367,000 円
3	394,000 円

3～7 略

（給与条例の適用除外等）

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の147.5」とする。

第7条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>
---	---

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>376,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">422,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">472,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">533,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">608,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">710,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">830,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第</p>	号 給	給料月額	1	<u>376,000円</u>	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円	6	710,000円	7	830,000円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>375,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">422,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">472,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">533,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">608,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">710,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">830,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第</p>	号 給	給料月額	1	<u>375,000円</u>	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円	6	710,000円	7	830,000円
号 給	給料月額																																
1	<u>376,000円</u>																																
2	422,000円																																
3	472,000円																																
4	533,000円																																
5	608,000円																																
6	710,000円																																
7	830,000円																																
号 給	給料月額																																
1	<u>375,000円</u>																																
2	422,000円																																
3	472,000円																																
4	533,000円																																
5	608,000円																																
6	710,000円																																
7	830,000円																																

<p>16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」とする。</p>
--	--

第9条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与) 第2条 略 2・3 略 4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給</p>	<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与) 第2条 略 2・3 略 4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給</p>

料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の132.5、12月に支給する場合においては100分の151.5を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,153,000円</u>
副知事		月額 <u>908,000円</u>
教育長		月額 <u>745,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
略		
選挙管理 委員会の 委員	委員長	日額 <u>26,200円</u>
	略	
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>553,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員
	略	月額 <u>89,200円</u>
略		
収用委員 会の委員	会長	日額 <u>26,200円</u>
	略	
略		

料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の132.5、12月に支給する場合においては100分の136.5を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,151,000円</u>
副知事		月額 <u>906,000円</u>
教育長		月額 <u>744,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
略		
選挙管理 委員会の 委員	委員長	日額 <u>26,100円</u>
	略	
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>552,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員
	略	月額 <u>89,000円</u>
略		
収用委員 会の委員	会長	日額 <u>26,100円</u>
	略	
略		

第11条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)	(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)
第2条 略	第2条 略
2・3 略	2・3 略
4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給	4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給

<p>料月額額の100分の145に相当する額に<u>100分の142</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>	<p>料月額額の100分の145に相当する額に、<u>6月に支給する場合においては100分の132.5、12月に支給する場合においては100分の151.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第7条、第9条及び第11条の規定並びに第10条の規定中鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「知事等条例」という。）別表第1の改正規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員以外の職員に係る部分に限る。）は、令和5年4月1日から施行する。

(給与改定に伴う在職者の給与の調整)

2 この条例の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）である者及び任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条、任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条又は知事等条例第2条若しくは第4条の規定の適用を受ける職員については、第1条及び第2条の規定による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第6条の規定による改正後の任期付研究員条例（次項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第8条の規定による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定並びに第10条の規定による改正後の知事等条例（次項において「改正後の知事等条例」という。）の規定（第2条第4項の規定及び別表第1の規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員に係る部分に限る。）に限る。）は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の知事等条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例、第6条の規定による改正前の任期付研究員条例、第8条の規定による改正前の任期付職員条例又は第10条の規定による改正前の知事等条例の規定（第2条第4項の規定及び別表第1の規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員に係る部分に限る。）に限る。）に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の知事等条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

4 令和4年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(昇給に関する経過措置)

5 第3条の規定の施行の日において50歳に達している職員に係る同条の規定による改正後の給与条例第4条第7項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける他の職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(人事委員会への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第33号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) 略 <u>(5) 第3条第5項の規定による現有旅券の確認</u> (6) 第8条第1項（第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付 (7) <u>第8条第2項の規定による現有旅券の返納の受理</u> (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) 略 (5) 第8条第1項（第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付 (6) <u>第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び知事への送付</u> (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町
2の3 旅券法施行規則（ <u>令和4年外務省令第10号</u> ）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1) <u>第7条第1項</u> の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付 (2) <u>第7条第2項</u> の規定によ	倉吉市、境港市及び日野郡の町	2の3 旅券法施行規則（平成元 <u>年外務省令第11号</u> ）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1) <u>第3条第1項</u> の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付 (2) <u>第3条第2項</u> の規定によ	倉吉市、境港市及び日野郡の町

<p>る確認並びに書類及び資料の 提示又は提出の要求</p> <p>(3) <u>第7条第5項の規定によ る確認及び書類の提示又は提 出の要求</u></p>	<p>る確認並びに書類及び資料の 提示又は提出の要求</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた申請に対する改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表2の2の項(5)及び(6)に掲げる事務については、なお従前の例による。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第34号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条の2、第16条関係）				別表（第2条の2、第16条関係）			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
卸売 業務 施設	略	使用面積1平方 メートルにつき 1月	830円	卸売 業務 施設	略	使用面積1平方 メートルにつき 1月	830円
	仲卸業務の ための利用				仲卸業務の ための利用		
魚体 選別 機	選別部	使用重量1キロ グラムにつき	2円	魚体 選別 機	選別部	使用重量1キロ グラムにつき	2円
	フィッシュ ポンプ				フィッシュ ポンプ		
略				略			
備考				備考			
1～5 略				1～5 略			
<u>6</u> 略				<u>6</u> <u>使用重量に1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算するものとする。</u>			
<u>7</u> 略				<u>7</u> 略			
<u>8</u> 略				<u>8</u> 略			
<u>9</u> 略				<u>9</u> 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>令和5年10月28日</u>までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>令和5年3月25日</u>までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 旅券法施行令（平成元年政令第122号）<u>第6条第1項</u>の規定により処理することとされている旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給 1件につき2,000円（<u>旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合</u>にあっては、4,000円）</p> <p>(5) 旅券法施行令<u>第6条第1項</u>の規定により処理することとされている旅券法第9条第1項の規定に基づく渡航先の追加に関する事務 1件につき300円</p> <p>(6) <u>削除</u></p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき<u>1,400円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 旅券法施行令（平成元年政令第122号）<u>第4条第1項</u>の規定により処理することとされている旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給 1件につき2,000円</p> <p>(5) 旅券法施行令<u>第4条第1項</u>の規定により処理することとされている旅券法第9条第1項の規定に基づく渡航先の追加に関する事務 1件につき300円</p> <p>(6) <u>旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補</u> 1件につき500円</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき<u>1,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和5年3月27日から施行する。ただし、第2条第1項第11号の改正規定は、同年4月1日から施行する。